

平成17年6月28日

各位

会社名 新日鉱ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 清水 康 行
コード番号 5016
問合せ先 総務グループ(IR・広報担当)
シニアオフィサー 八牧暢行
電 話 03-5573-5123

株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の割当てに関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定並びに本日開催の当社第3回定時株主総会の決議に基づき、当社及び新日鉱グループ中核事業会社の取締役等の報酬について、固定的報酬である退職慰労金を廃止するなど報酬制度の見直しを行うこととし、退職慰労金相当額の一部を株式の価値と連動する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の無償発行に組み替えることにより、連結業績向上及び株価上昇への意欲や士気を一層高めることを目的として発行する新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の具体的内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

- 1 新株予約権の名称
新日鉱ホールディングス株式会社2005年発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)
- 2 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式362,000株
- 3 新株予約権の総数
724個
なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、500株とする。
- 4 新株予約権の発行価額及び発行日
発行価額は無償とし、発行日は平成17年7月1日とする。
- 5 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額
各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込み金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 6 新株予約権を行使することができる期間
平成17年7月2日から平成37年6月30日まで

7 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、シニアオフィサー及び監査役並びに当社子会社である株式会社ジャパンエナジー、日鉱金属株式会社、株式会社日鉱マテリアルズ、日鉱金属加工株式会社及び当社取締役会が指定するその他の当社子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から3年の間に新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、次の又はに定める場合は、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。

平成34年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合：平成34年7月1日から平成37年6月30日まで

当社が消滅会社となる合併契約書承認又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認若しくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合：当該承認の日の翌日から15日間

(3) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

8 新株予約権の消却事由及び消却の条件

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部につき権利を行使することができなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができるものとする。

9 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

10 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求のあるときに限り発行する。

11 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において当該株式の発行価額中資本に組み入れる額

資本に組み入れる額は1円とする。

12 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合における利益配当の計算

新株予約権の行使により発行された当社普通株式に対する最初の株主配当金又は中間配当金は、新株予約権の行使が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ行使があったものとみなしてこれを支払う。

13 割当先の概要

当社の取締役及びシニアオフィサー並びに当社子会社である株式会社ジャパンエナジー、日鉱金属株式会社、株式会社日鉱マテリアルズ及び日鉱金属加工株式会社の取締役及び執行役員の合計53名に割り当てる。

以上